

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)<令和2年10月15日  
付け厚生労働省事務連絡>(チェックリスト形式、障がい福祉サービス等事業所版)

(居宅を訪問して行うサービス)

チェック日:令和 年 月 日 実施者名: 〇

(大阪市)

項目	内容	チェック	特記事項
<b>感染防止に向けた取組</b>			
施設等における取組	社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行うこと。	<input type="checkbox"/>	市への報告 介護保険課(指定・指導G)、 運営指導課: <a href="mailto:corona-kaigo@city.osaka.lg.jp">corona-kaigo@city.osaka.lg.jp</a>  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html</a>  「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更))(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633503.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633503.pdf</a>
	感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し進めること	<input type="checkbox"/>	
	感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、利用者のケア記録(体温、症状等が分かるもの)、直近2週間の勤務表等の記録を準備しておくこと。	<input type="checkbox"/>	
	入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。また最新情報を収集し、職員等に情報提供すること。	<input type="checkbox"/>	
	厚生労働省で開発を進め令和2年6月19日付でリリースされた「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA:COVID-19Contact-Confirming Application)」について、本アプリは利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることが期待されており、右記URLに掲載されている資料も参考にしつつ、本アプリの活用について、職員に周知を行うこと。	<input type="checkbox"/>	
	右記の通知のうち三(3)1)①において、外出の自粛が促される状況であっても、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされていることから、訪問介護等における利用者の通院・外出介助や屋外の散歩の同行について制限する必要はないが、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指消毒」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。	<input type="checkbox"/>	
感染が流行している地域では、人との接触機会の低減の観点から、外出を制限する等の対応を検討すべきである。	<input type="checkbox"/>		

職員の取組	感染症対策の再徹底	職員、利用者のみならず、委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者を含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、右記マニュアル等を参照の上対策を徹底すること。	<input type="checkbox"/>	「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf</a> 「介護現場における感染対策の手引き」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf</a>
		職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。	<input type="checkbox"/>	職員には事務職や送迎を行う職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等を含む。
		過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは上記と同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。該当する職員については、管理者等に報告し、確実な把握を行うよう努めること。	<input type="checkbox"/>	
		発熱や呼吸器症状等により感染が疑われる職員等については「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」(令和2年5月11日厚生労働省子ども家庭局総務課少子総合対策室ほか連名 事務連絡)を踏まえて適切に対応すること。	<input type="checkbox"/>	(厚生労働省 事務連絡) <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000497/497459/20200514-1.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000497/497459/20200514-1.pdf</a>
		職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底すること。	<input type="checkbox"/>	
		職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。	<input type="checkbox"/>	
ケア等の実施に当たった取組	基本的な事項	サービスを行う事業者等は、保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。	<input type="checkbox"/>	サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し(可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい)、発熱が認められる場合には「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」(令和2年5月11日厚生労働省子ども家庭局総務課少子総合対策室ほか連名 事務連絡)を踏まえた適切な相談および受診を促すとともにサービスの提供に当たっては左記の点に留意すること。  (事務連絡) <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000497/497459/20200514-1.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000497/497459/20200514-1.pdf</a>
		サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。	<input type="checkbox"/>	
		サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。	<input type="checkbox"/>	
		可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行うこと。	<input type="checkbox"/>	

## 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

利用者及び職員等に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には、感染拡大防止の観点から、以下の取組を徹底する。  
 なお、(※)以外は新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合も同様の扱いとする。その際の「濃厚接触者」は「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」と読み替える。

情報共有・報告等の実施	職員及び利用者等に感染者が発生した場合、当該事業所等は、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者又は当該利用者の支給決定を行う市へ報告を行うこと。また当該利用者の家族等や主治医及び担当の居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等に報告を行うこと。	<input type="checkbox"/>	指定権者、市への報告 市介護保険課(指定・指導G) 運営指導課： <a href="mailto:corona-kaigo@city.osaka.lg.jp">corona-kaigo@city.osaka.lg.jp</a>	
	(※)職員や利用者等に感染が疑われる者が発生した場合は、主治医や地域で身近な医療機関、「大阪市新型コロナ受診相談センター」等に電話連絡し、指示を受けること。速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに指定権者への報告を行うこと。当該利用者の家族等に報告を行うこと。	<input type="checkbox"/>	「大阪市新型コロナ受診相談センター」 TEL：06(6647)0641 FAX：06(6647)1029	
積極的疫学調査への協力等	感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力すること。その際、可能な限り利用者のケア記録の提供等を行うこと。	<input type="checkbox"/>	【感染が疑われる者】	
	(※)感染が疑われる者が発生した場合は、当該施設等において感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員を特定すること。濃厚接触が疑われる職員については、次を参考にすること。  ○新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者 ○適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診療、看護若しくは介護していた者 ○新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者 ○手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、感染が疑われる者と15分以上の接触があった者	<input type="checkbox"/>	高齢者福祉施設等の利用者や職員であって、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等強い症状のいずれかがある者、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続く者(高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者や職員については発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者)、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者。	
適切な対応の実施	職員の 場合	職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体の判断に従うこと。	<input type="checkbox"/>	厚生労働省事務連絡(令和2年4月2日)
		(※)感染が疑われる職員は、主治医や地域で身近な医療機関、「大阪市新型コロナ受診相談センター」等に電話連絡し、指示を受けること。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。	<input type="checkbox"/>	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000618525.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000618525.pdf</a>
	利用者の 場合	利用者に感染が判明した場合は、原則入院することとなること。	<input type="checkbox"/>	
		(※)感染が疑われる利用者は、主治医や身近な医療機関、「大阪市新型コロナ受診相談センター」等に電話連絡し、指示を受けること。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。	<input type="checkbox"/>	

## 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者への適切な対応の実施

濃厚接触者は保健所と相談の上、以下の取組を行うこと。  
 なお、濃厚接触者は14日間にわたり健康状態を観察することとしており、以下の対応は感染者との最終接触から14日間行うことが基本となるが、詳細な期間については保健所の指示に従うこと。

保健所により濃厚接触者とされた職員	自宅待機を行い、保健所の指示に従うこと。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従うこと。	<input type="checkbox"/>	
	(※)濃厚接触が疑われる職員のうち発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従うこと。発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい。	<input type="checkbox"/>	



保健所により濃厚接触者とされた利用者		居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等が、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討すること。  検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には以下の点に留意すること。	<input type="checkbox"/>		
		サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。	<input type="checkbox"/>		
		サービスの提供に当たっては、地域の保健所とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底すること。  具体的には、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。	<input type="checkbox"/>		
	サービス提供に当たっての留意点		職員自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しないこと。	<input type="checkbox"/>	
			濃厚接触者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。	<input type="checkbox"/>	
			訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行う。やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。	<input type="checkbox"/>	
			訪問時には、換気を徹底する。	<input type="checkbox"/>	
			職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用すること。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では必要に応じてゴーグルやフェイスシールド、使い捨て袖付きエプロン、ガウン等を着用する。	<input type="checkbox"/>	
			体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭を行う。	<input type="checkbox"/>	
			サービス提供開始時と終了時に(液体)石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。	<input type="checkbox"/>	
個別のケア実施に当たっての留意点 濃厚接触利用者に対する	食事の介助等	食事前に利用者に対し、(液体)石けんと流水による手洗い等を実施する。	<input type="checkbox"/>		
		食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄機の使用、または、洗剤での洗浄を行う。	<input type="checkbox"/>		
		食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫を行う。	<input type="checkbox"/>		
	排泄の介助等	おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用する。	<input type="checkbox"/>		
	清潔・入浴の介助等	介助が必要な者(訪問入浴介護を利用する者を含む)については、原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。	<input type="checkbox"/>		
	環境整備	部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う。または、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥させる。 保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。	<input type="checkbox"/>		